

新型コロナウイルス感染症対策等の啓発に関する ラジオ広報番組制作放送業務 仕様書

1 業務の名称

新型コロナウイルス感染症対策等の啓発に関するラジオ広報番組
制作放送業務

2 目的

特に中高年層の市民の接触度が高い媒体であるラジオの生放送を活用して、多くの市民によりタイムリーな市政情報を提供する。

3 契約の履行期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

4 業務内容

受託者は、次のラジオ番組の制作放送に係る一切の業務（(3)に記載されている共通業務及び(4)に記載されている独自提案を含む）を行うものとする。

(1) 番組の内容

ア 番組は、生放送とする。

イ 原則、市長とパーソナリティーが掛け合いで情報を伝えるものとする。
（パーソナリティーは複数人でもよい）なお、やむを得ず市長の出演がかなわない場合には、委託者と受託者双方の協議により、内容を決定することとする。

ウ 幅広い年代に旬の市政情報をわかりやすく伝えるものとする。

(2) 提案条件

ア 放送局は任意とする。

イ 放送時間帯は、平日の9時台とする。

ウ 放送回数は、月1回以上とする。

エ 毎回、本市が指定するテーマについて、出演するパーソナリティーが自ら取材し、シナリオを作成して、本市の確認を受けたうえで放送に臨むものとする。

(3) 業務内容

ア 番組の企画、制作及び編集、収録場所の許可関係並びに関係者との折衝等、放送に要する一切の業務及び制作スケジュールの管理

イ 番組内容に合ったタイトルの提案

ウ 番組内容に沿った放送枠（曜日、時間帯）及び尺の提案

エ 別途本市が指定するファイル形式での制作物の提出

オ 実施期間：契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 独自提案

ア 仕様に定めることを超えて市民に市政情報を提供する企画（番組の二

次利用（※）、ラジオ以外の媒体も含めた市政情報の発信等）があれば提案すること。

※二次利用の範囲：市有施設での放映、本市が運営するホームページ及びYouTubeでの放映、本市が主催する参加無料のセミナー・講習会等での放映等

イ 番組宣伝など視聴率向上につながる企画があれば提案すること。

5 権利関係

- (1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。
- (3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (5) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (6) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。
- (8) 成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者が自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 個人情報の取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。

個人情報取扱注意事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託等の禁止）

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

（複写、複製の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

（目的外使用の禁止）

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（事故の場合の措置）

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

